

公の施設の指定管理者を公募します

町は公の施設の管理にあたり、民間の能力を活用し、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的な住民サービスの向上を図るとともに、施設管理経費の節減等を図ることを目的として「指定管理者制度」を導入しています。

平成22年4月より開始した下記施設の指定管理期間が来年3月末で満了となりますので、町では平成25年4月からの指定管理者を新たに公募いたします。

応募される団体には、管理する施設の内容、管理条件及び応募に必要な手続などを記載した「公募要綱」を配布しますので、下記の配布期間内に役場総務課までお越し下さい。

指定管理者公募の期限は平成24年11月22日（木）とします。

指定管理施設の名称及び担当課	公募要綱の配布期間	応募期間
公衆浴場（興部） 住民課住民環境係 Tel.82-2131	平成24年 11月1日（木） 〃	平成24年 11月1日（木） 〃
交通記念複合施設（アニュー） 産業振興課水産商工係 Tel.82-2131	平成24年 11月15日（木） （配布：役場総務課）	平成24年 11月22日（木）
町営パークゴルフ場 教育委員会社会教育課 Tel.82-2575		

指定管理期間（平成25年4月1日～28年3月31日）

■ 応募資格

(1) 団体であること。

(2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。

カ 国税及び地方税を滞納している団体及び代表者。

(3) 原則として、町内に主たる事務所等を有する団体であること。

※ 指定管理者に応募をされる団体等におかれましては、公募要綱の配布の際に公募に係る内容を説明させていただきますので、ご希望の場合はその旨お申し出下さい。

★問い合わせ先

役場総務課 TEL 82-2131（内 313）